

取調べの可視化 ニュース (通算第54号)

2022
第25号
2022.11.1

今号の特集

- ・取調べの可視化フォーラムの開催報告
- ・「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の発足について

編集責任：取調べの可視化本部

取調べの可視化フォーラムの開催報告

取調べの可視化本部委員 埴原 美紗子 (山梨県弁護士会)

本年9月5日に、日弁連主催・東京三弁護士会共催にて、東京の弁護士会館において、「可視化道半ば、全件全取調べの録画を」と題して、取調べの可視化フォーラムが開催されました。

第一部では、まず、題材として取り上げた「コンビニ二窃盗事件」(大阪地判平成26年7月16日)の弁護人を務めた辰巳創史会員(大阪)から事案の説明がなされました。本件は、コンビニにおいて店員がレジを開けた際に1万円を奪い取ったという窃盗事件(逮捕時は強盗)であり、犯人の指紋が入り口ドアにあったことなどが理由でミュージシャンの土井佑輔(SUNDYU)さんが逮捕さ

れましたが、被疑事件の5日前に土井さんがコンビニの入口ドアに触れている様子が防犯カメラに写っており、結果無罪(10か月間の勾留のうち、9か月間は接見禁止)となり、さらには今年になって真犯人が逮捕されたという事件です。次に、辰巳会員から当該事件においてえん罪被害者となった土井さんに質問する形式で、取調べの様子を振り返りました。本件当時は未だ取調べの録音・録画制度が制定されておらず、一般的にはなかったことから、警察官調べも検察官調べも一切録音・録画されていませんでした。取調べたちは、初対面のときから、土井さんに罵声を浴びせ、取調べ中も何時

間も顔の真横で大声を出しました。恐怖を感じた土井さんが録音・録画を求めたところ、返ってきたのは、「そんな権利はない」という答えでした。そうした中でも、当初から弁護人との間で黙秘する方針を立てたため、事件に関することを聞かれた場合は「黙秘します」と答えるだけで良かったのは助けになったとのことでした。

次に、「取調べの可視化」の現行制度の概要について、工藤杏平会員(第一東京)から、講演がありました。録音・録画義務の対象を全事件・全過程へ拡大させる過程として、本年7月に法務省が設置した「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」での検討が

重要となります。

第二部では、嶋田葉月会員(第二東京)をコーディネーター、土井さん、辰巳会員、村木厚子さん(元厚労省事務次官、元法制審議会特別部会有識者委員)の3名をパネリストとし、パネルディスカッションが行われました。

取調べにおいて説明した内容と作成された調書の記載が異なり、訂正してほしいと何度申し入れても押し切られてそのまま調書が作成されてしまったこと(村木さん)や、耳元で何時間も大声で叫ぶ取調べがなされたこと(土井さん)、取調べによる本人や家族、友人などに対する人格否定的な発言があったこと(土井さん)、何

度も説明しているのに調書に残してもらえず、本当はやったのかもしれないと自分のことを信じられなくなりそうだったこと(村木さん)、参考人が意図していない内容の書証が作成されたこと(土井さん)などから、全事件・全過程の取調べの録音・録画が必要であることが議論されました。突然身に覚えのないことで逮捕・勾留され、全く知識のない状態で「取調べ」や「調書の作成」に立ち向かわなければならぬこと(村木さん)、「捜査機関は真相解明をするところだから話せばわかってもらえる」と考えていたところ、実際には、最初から有罪のストーリーが作られていて、そのストーリー

には、最初に有罪のストーリーが作られていて、そのストーリー

くつかの可視化記録媒体によって明確に示されています。そこには旧態依然の取調べの実情が顕わです。まさに、「3年後検証」として検証すべき一級資料が確実に存在しているのです。本協議会で、これらをダイレクトに「検証」することを、捜査機関側は拒んでいるようですが、これを「検証」せずして、一体、何を検証すると言うのでしょうか。

日弁連として、可視化拡大をはじめとする、さらなる刑事司法制度の改革の途を拓く機は、この協議会の場においてないと思われま

す。本協議会は相当の長期に亘って展開される可能性があります。本協議会自身、これを注視し、また、広く市民に訴えかけていかねばなりません。もとより、個々の日々の弁護実践こそが、さらなる改革を支える鍵と言つべきでしょう。

「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の発足について

取調べの可視化本部副部長 小坂井 久 (大阪弁護士会)

(1) 本年7月28日、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」(以下、「本協議会」という)の第1回会議が法務省において開催されました。構成員は、有識者1、研究者2、警察庁1、裁判官2、検察官1、法務省1、弁護士2(刑事弁護関係と犯罪被害者関係各1)の計10名です。当日は、この協議会の趣旨や協議の進め方が議論され(法務省ウェブサイトに議事録が公開されています)。

2 回目は10月3日に開催されています(あと年内2回の開催が予定されています)。

言うまでもなく、本協議会は、

可視化法(刑訴法301条の2)が2019年6月に施行され3年経過したこと、2016年改正刑訴法の附則9条1項の規定によつて設置されたものです(そして、この「3年後検証」では、同附則2項及び3項で、その余のテーマについても検討することが謳われています)。

(2) この間、取調べの可視化が進展し、「絵に描いた餅」でしかなかった黙秘権行使が容易になるなど、強固な日本型取調べの悪しき「伝統」に一筋の光明が射し、従来に比し「供述の自由」が確保され得る状況になってきたことは確

かです。実際、身体拘束下の検察官取調べにおいては、実務運用により全過程録音・録画の対象は法に規定された2類型以外の一般事件全体に広げられています。

しかし、それは身体拘束下の取調べにとどまっています。警察に至っては、犯罪捜査規範182条の3第2項によつて、裁判員裁判対象事件以外に精神障がい者(知的障がい者、発達障がい者を含みます)の身体拘束下の取調べを可視化努力義務対象としたものの、それ以外は、ほぼ全く可視化して

いません。

要するに、「供述の自由」の確保はまだまだ十分ではなく、旧態依然の日本型・自由偏重主義の「伝統」は崩れていないのです。取調べへの過度の依存の見直しという2016年改正刑訴法の目的を全うするためには、対象事件を全事件に拡大し、かつ在宅被疑者や参考人の取調べも、その全過程を録音・録画する義務の対象にしなればなりません。

この点、2016年改正刑訴法を導いた、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」に参加した5名の一般有識者委員の方々は、本協議会の開始に際し、連名で「取調べの録音・録画の義務付けにつ

いては、一日も早く完全な形、即ち全事件・全過程で実現するよう強く要請します」と表明されています。

(3) 率直に言えば、法務省において、この「3年後検証」に前向きに取り組む姿勢は窺われません。法務省としては、この間の法制審議会において、身体拘束問題についての議論を終え、また、性犯罪に関する議論や刑事司法手続のIT化が議論されていく過程にあつて、自ら取り扱いたいテーマ自体は既に検討されているという認識なのでしょう。警察もまた、「3年後検証」にエネルギーを注ぐインセンティブを決定的に欠いて

います。

しかし、捜査機関側は何時までも、そんな姿勢ではいられないはず。取調べ問題は今なお喫緊の課題だからです。このことが、この間の自己録音記録を含む、い

また、当時村木さんと一緒に法制審議会特別部会の有識者委員を務められた方々(神津里季生さん、周防正行さん、松木和道さん、安岡崇志さん)も会場に参加しており、発言がありました。法制審議会では、録音・録画のマイナスイ面が強調され、治安維持、真相解明のためなら一定のえん罪被害者の発生は致し方ないと考えられているのではないかと感じたこと、今回の見直しでは、前回懸念されていた点について検証すべきであり、あるべき姿は、1日でも早い、参考人・在宅事件も含む全事件・全過程の取調べの可視化及び弁護人立会いの実現であることを確認しました。